

# 加古川市消防防火基準適合表示制度実施要領

平成26年4月1日

消 防 長 決 定

## 第1 複合用途防火対象物における対象範囲について

ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一（5）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）のうち、複合用途防火対象物における加古川市消防防火基準適合表示制度実施要綱（以下「表示要綱」という。）の適用を受ける範囲は、原則として防火対象物全体とする。

ただし、ホテル・旅館等の用途に供する部分以外において、建物全体についての防火（防災）管理（統括防火（防災）管理者の選任及び消防計画の届出等）や消防用設備等（スプリンクラー設備及び自動火災報知設備等）、危険物施設等、建築構造等の違反がない場合は、ホテル・旅館等の用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを対象とすることができるものとする。

## 第2 表示マークの交付（更新）申請について

1 ホテル・旅館等の用途に供する部分が存する複合用途防火対象物の表示マークの交付（更新）申請については、原則として表示基準のうち建物全体に係る部分（統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書や建物全体についての消防計画、消防用設備等点検結果報告書や製造所等定期点検記録表等）が確認できる書類により、内容を審査することが必要となることから、ホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）に対して、建物全体に係る部分が表示基準に適合していることを確認できる書類の添付を求めるほか、消防本部及び消防署（以下「消防本部等」という。）において既に把握している情報を活用することなどにより内容の確認を行い、審査するものとする。

2 表示要綱の対象となるホテル・旅館等のうち、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2に基づく防火対象物定期点検報告の対象とならない防火対象物については、法令に基づく義務の対象外であるが、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の4に定める防火対象物点検資格者による点検を行わせ、その結果を申請書に添付させるものとする。

3 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第12条に基づく定期報告の対象とならない防火対象物についても、法令に基づく義務の対象外であるが、建築士等有資格者による、表示基準に関わる部分（建築構造等・避難施設等）の調査（建基法第12条に基づく定期調査に準じた調査）を行わせ、その結果を申請書に添付させるものとする。

4 表示マークの交付申請に添付が必要となる報告書等は以下のとおりとする。

報告書等の種別・根拠法令	備 考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理）定期点検報告書（写） ※1 <b>【法第8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）】</b>	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。 ただし、消防署長に報告済みの場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。 ただし、消防署長に報告済みの場合は添付の省略可。
防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書（写） ※2 <b>【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）】</b>	申請日直近の認定通知書を添付すること。	表示マーク（銀）と同じ。
消防用設備等点検結果報告書（写） <b>【法第17条の3の3】</b>	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。 ただし、消防署長に報告済みの場合は添付の省略可。
製造所等定期点検記録表（写） <b>【法第14条の3の2】</b>	申請日から過去1年以内に実施した記録表を添付する。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。

	ただし、消防本部等 が記録表を確認済みの 場合は添付の省略可。	ただし、消防本部等 が記録表を確認済みの 場合は添付の省略可。
定期調査報告書（写） 【建基法第12条】	直近の定期調査の期 間内に行ったものを添 付すること。	直近の定期調査の期 間内に行ったものをす べて添付すること。

※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく  
点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく  
点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合

### 第3 表示の審査について

1 表示基準の審査にあたっては、表示基準において該当する点検項目について、  
第2の報告書等を活用し、判定基準（別添1）及び防火基準適合表示審査書（別  
添2）により適合状況を判定するものとする。

2 添付された報告書等のみでは、適合状況を判定することが難しい場合は、消防  
本部等において既に把握している情報を活用するほか、必要に応じて現地確認を  
行うものとする。

3 審査にあたっては、以下の事項に注意すること。

(1) 審査の対象が「防火対象物点検の特例認定」の対象である場合、表示基準の  
審査は、可能な限り、特例認定の審査と合わせて実施するなど審査の効率性に  
配慮するものとする。

(2) 申請時に添付された定期調査報告書は、建基法第12条の規定に基づき加古川  
市長又は兵庫県知事が指定している特殊建築物等の定期調査期間内に報告さ  
れているものを有効とするが、表示マーク交付後において、建基法第12条の規  
定に基づく定期調査報告が行われた場合には、表示基準のうち建築構造等の適  
合状況を確認するため、改めて関係者に対して、当該調査報告書の提出を求め  
ることとする。

そのため、関係者に対して、表示基準適合通知書を交付する際に、予めその  
旨を伝えておくこと。

(3) 表示基準中の「消防計画」における訓練については、「旅館・ホテル等にお

ける夜間の防火管理体制指導マニュアルについて」(昭和62年消防予第131号)に基づき実施することが消防計画において定められている場合は、防火対象物定期点検報告書において、当該訓練の実施について確認するものとし、必要に応じて訓練の立会い等を行うものとする。

- (4) 防火上の重要性に鑑み、表示基準中の「建築構造等」における建築構造、防火区画及び階段については、現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているものは除く。)していることを確認するものとする。

ただし、既存不適格として取り扱っているものであっても、特定行政庁からの代替措置等の指導状況を確認すること等により、一定の安全性が確保されていると認められるものについては、消防署長の判断により審査の対象とすることができるものとする。

- (5) 表示基準中の「建築構造等」における審査は、「表示制度における建築構造等審査マニュアル」(平成25年消防予第499号)を活用するものとする。

#### 第4 表示マークの有効期間について

- 1 表示マークの有効期間については、最初に交付を行った日を基準日(起点)とすることから表示マークを変更した場合も、表示マークに記載する交付年月日は、変更しないものとする。

なお、「表示マーク(銀)」から「表示マーク(金)」に変更となる場合であっても、交付する「表示マーク(金)」に記載する交付年月日は最初に「表示マーク(銀)」の交付を行った日とする。

- 2 表示マークを更新する場合の有効期間は、更新前の表示マークの有効期間終了後を起点とするものであり、表示マークを更新するための交付申請を行った日、若しくは通知書の交付を行った日としないよう留意すること。

#### 第5 情報の提供について

- 1 消防長は、消防署長が表示マークを交付した防火対象物の情報について、加古川市ホームページに掲載するとともに、関係行政機関等に情報提供するものとする。
- 2 消防長は、消防署長が表示マークを返還させた防火対象物の情報について、加古川市ホームページから削除するとともに、関係行政機関等に情報提供するものとする。

## 第6 表示マークの掲出の留保について

消防署長は、表示マークの有効期間中に火災が発生した場合は、表示基準の適合性について調査結果が確定するまでの間、関係者に表示マークの掲出を留保させるものとする。

## 第7 表示制度対象外施設について

表示制度対象外施設通知書の交付申請があった場合は、表示マークの交付申請及び審査の例によるものとする。

## 附則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。